

瀬戸内トラストニュース

第70号 2018年 8 月

環瀬戸内海会議事務局 700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方 TEL&fax 086-243-2927

7月25日 8月土砂投入ストップ！首都圏集会 土砂で辺野古に運ぶな！本土からの特定外来生物



**土砂採取計画撤回へ！
新しい署名を進めます！**

土砂全協の「土砂採取撤回を求める署名」にご協力頂いた皆様に、新しい署名へのご協力を呼びかけます。
(これまで署名頂いた方も署名できます)

7月25日、辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会（辺野古土砂全協）による首都圏初主催の、「8月土砂投入ストップ！首都圏集会」が開催されました。これまで辺野古土砂全協とともに首都圏で活動してきた「辺野古土砂搬出反対！首都圏G」と、辺野古への土砂搬出に反対する活動を首都圏で広げようと、6月に結成された「辺野古の海を土砂で埋めるな！首都圏連絡会」が、準備を担ってくれました。集会には猛暑のなか、220名を超す首都圏の皆さんが参加、会場は立ち見、床にベタ座りの方も。三時間を超す、緊迫する沖縄現地からの報告、土砂採取現地からの活動報告に、熱心に耳を傾けてくれました。

県外土砂の搬出を止めることは辺野古埋立て阻止の手立て、土砂を止めることは西日本だけでなく「本土からの土砂搬出」と受け止め、国全体の運動にしていけることが共有されたと思います。

土砂採取計画の撤回を求める新しい署名活動、沖縄県に対する土砂条例の改正、防衛省には外来生物防除対策の開示請求を当面の活動として提起されました。

目 次

東京都 18.7.25 「8月土砂投入ストップ！首都圏集会」集会決議		2
東京都 7月26日、辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会が4回目の防衛省交渉	中山敏則	3
環瀬戸内海会議第29回総会報告	松本宣崇	4
第28期(2017年度)決算並びに第29期(18年度)予算承認		6
呉市海岸生物調査に参加して	松原朋恵	7
第29回総会記念パネルディスカッション	井出久司	8
愛媛県西予市 西予市三瓶の産廃焼却炉問題 住民勝利で終結へ	末田一秀	9
香川県豊島 豊島産廃事件その後	石井 亨	10
香川県豊島 こう着状態！豊島・栄山太陽光発電計画	石井 亨	10
香川県坂出市 林田バイオマス発電計画・環境アセス方法書に 意見書 提出	吉岡賢二	11
好評！取扱中です「もう『ゴミの島』と言わせない」 各地からのご案内		12

**土砂で辺野古に運ぶな！本土からの特定外来生物
「沖縄県・土砂条例」を実効性あるものに改正し、
沖縄と本土の連帯で埋め立て土砂の搬入・搬出を阻止しよう！
集会決議**

本日、私たちは、東京において、「命の海に基地はいらない」を合言葉に、「土砂で辺野古に運ぶな！本土からの特定外来生物 8月土砂ストップ！首都圏集会」を開催し、以下を確認した。

日米政府は、沖縄の基地負担を解消することなく、沖縄県民の度重なる基地反対の意思表示を無視して、辺野古に新しい大規模軍事基地建設を進めている。この新基地建設は、平和への人々の願いを踏みにじるものであり、絶対に許せない。

今年8月にも、ジュゴンが棲み多くの生き物が棲む貴重な大浦湾・辺野古の海への埋め立て・土砂投入工事を開始するという危機的状況を目前にして、「8月土砂投入ストップ！首都圏集会」に結集した西日本の土砂搬出予定地の市民は、「ふるさとの土砂を一粒たりとも戦争のために使わせない」運動をさらに強化し、沖縄県と搬出予定県が協力して辺野古埋め立て用土砂を搬出させないこと、採石による地元の環境破壊を許さないこと、辺野古の海を埋め立てないことを要求して活動を前進させる決意である。

辺野古の埋立て・新基地建設はひとり沖縄の問題ではない。本日、この場に結集した私たちは、辺野古埋め立て用土砂の西日本からの大量採取が、採取地と辺野古の海、双方の環境破壊であること、辺野古埋立てはいやおうなく日本列島に住む全ての市民を戦争に駆り立てていくものであり、全ての市民が当事者であることを確認した。そして「西日本各地からの大量の埋立て用土砂搬出、本土でのケーソンの建造抜きにしては辺野古新基地はできない」ことを、強く心に刻むに至った。

また、気候・風土の異なる地域間の土砂の大量移動が、特定外来生物の混入・移動を伴うことは、沖縄の固有の生態系と環境に壊滅的打撃を与え、延いては沖縄県の農林業の破壊につながることは必至である。にもかかわらず政府自らが制定した生物多様性条約・外来生物法・「生物多様性国家戦略」に違反する行為を平然と強行していることに、心底よりの怒りを禁じえない。これに対して、私たちは「沖縄県土砂条例」を改正させ、全ての搬出県に生息する特定外来生物の沖縄島への移入チェックを厳格化することにより、本土からの土砂搬入を阻止する機運をつくり高めていくことを確認した。

新たに開始した署名を進め、「西日本各地から辺野古埋め立て用土砂を搬出させない」活動を広く強く進めること、そして沖縄県、土砂搬出予定県をはじめとして、本土の心ある市民が共同して、戦争に反対し辺野古軍事基地建設を止めさせるために共に行動することと呼びかける。

以上、本集会の名において決議する。

2018年7月25日

「8月土砂投入ストップ！首都圏集会」参加者一同



辺野古の土砂投入 やめよ！

～ 7月26日、辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会が4回目の防衛省交渉 ～

日本湿地ネットワーク 中山敏則

沖縄県名護市辺野古の新基地建設をめぐり、沖縄防衛局は6月12日、埋め立て予定海域への土砂投入を8月17日に開始すると沖縄県に通知した。これに対し、翁長雄志沖縄県知事は7月27日、仲井真弘多前知事がだした埋め立て承認を撤回する意思を表明した。沖縄防衛局が環境保全に配慮しないまま工事を進めていることや、軟弱地盤などの問題が判明したことなどが撤回の理由である。

こうしたなか、辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会（土砂全協）は7月26日、防衛省と4回目の交渉を行なった。土砂全協は、辺野古埋め立て用土砂の採取場所とされる西日本各地の市民団体が連携し、土砂搬出に反対する活動を繰り返している。土砂全協は12府県18団体で構成され、環瀬戸内海会議も加わっている。

この日の交渉では、沖縄県外の土砂搬出場所、特定外来生物の侵入防止策、大浦湾の軟弱地盤などを取り上げた。交渉で浮彫りになったのは、法制度や諸問題を無視し、何が何でも土砂を投入しようとする防衛省の強引な姿勢である。

例えば特定外来生物の侵入防止策である。県外から搬入する土砂に特定外来生物が混入する可能性が非常に高い。アルゼンチンアリやセアカゴケグモなどだ。ところが防衛省は、「現時点において、特定外来生物の駆除方法で具体的に決まっているものはない」「いま契約している埋め立て工事は全て沖縄県内の土砂を用いる」と答え、外来生物侵入防止の実効策を一切示さない。生物多様性国家戦略など無視である。

沖縄県外の土砂搬出予定地では、辺野古埋め立て土砂の搬出を住民運動によって食い止めたところもある。例えば熊本県天草の御所浦では、採取した土砂で掘削跡(穴)を埋め戻すことになった。土砂全協はこれらの事例をあげ、「当初の計画通り

に埋め立て土砂を確保することはできなくなっている。8月17日開始の埋め立ては止めるべきだ」と追及した。しかし防衛省は、「現時点では、埋め立て承認願書の添付図書に記載されている採取場所と採取量に変更はない」を繰り返した。

大浦湾の海域では、沖縄防衛局の地質調査でもN値ゼロの軟弱地盤が確認された。N値ゼロは「豆腐かマヨネーズのような軟弱地盤」といわれる。これについても、防衛省は「継続中のボーリング調査の結果等を踏まえ、地盤の強度については総合的に判断する必要がある」の回答に終始した。

防衛省のひどい答弁に対し、参加者から「いい加減にしてほしい」「特定外来生物の侵入防止策を本気で講じようとしているのか」「生物多様性国家戦略を守る気があるのか」などの批判が相次いだ。



交渉には50人余りが参加。国会議員も、沖縄等米軍基地問題議員懇談会所属の議員など本人8人、秘書8人が同席した。交渉終了後、沖縄選出の糸数慶子参議院議員はこう述べた。

「防衛省との交渉は、ほんとうにフラストレーションが溜まる。しかしそれでもやり続けなければならない。そのことを、皆さんと同じく私たち懇談会の議員も感じている。昨日の集会から今日の交渉にかけて、多くの仲間の皆さんの思いを確認できた。感謝したい。そしてあきらめずに頑張ることを申し上げたい」

環瀬戸内海会議第 29 回総会報告

環瀬戸内海会議事務局長 松本宣崇

第 29 回総会は 6 月 17 日、呉市で開催された。今年度の活動の重要課題として、改正瀬戸内法の具体化、辺野古埋立て土砂採取計画への反対運動について時間を割いて活発な議論が行われ、以下のような活動方針を確認した。



1 2018 年活動方針について

(1) 改正瀬戸内法・付帯決議の活用を含めた瀬戸内海的环境の回復と保持の活動

各県から環境省に報告された未利用埋立て地はあまりにも少ない。灘湾協議会の設置には消極的な府県が多く、海域ごとの協議会設置には至らず、加えて住民の参加の具体化も進んでいない。

改正瀬戸内法は諸手を挙げて評価できるものとはいえ、また法改正運動では埋立て禁止、海砂採取禁止 & 産廃持ち込み禁止を掲げて運動を進めたが、これで今、瀬戸内海が抱える課題に対応できるのか再検討が必要、より包括的で長期的視野に立つ新たな視点と方針が求められる。付帯決議の活用を念頭に、瀬戸内海的环境保全・再生・改善に向け取り組む。

1、改正瀬戸内法施行による変化の詳細調査

a) 灘湾協議会の各県の設置状況、協議員の選定、住民や環境NGOの参加状況、検討課題のあり方等について。

b) 三つの付帯決議の履行状況。

2、沿岸 11 府県にヒアリング実施と作業の進捗の要請

① 未利用埋立て地の把握方法と、その妥当性

これをチェックするための現地調査の実施

② 海域ごとの湾灘協議会設置についての見解と関係府県との協議の進行状況

③ 法に明記された「関係住民の参加」、その対象と参加への啓発周知活動の実情

3、活動報告と今後の方向性

法改正に協力頂いた市民の皆さんへの活動報告、成立した改正法の意味と不十分性、そして今後の方向性について包括的に検討する。

4、考慮すべき論点

a) 「生物多様性の観点から重要度の高い海域（以下、重要海域）」は、COP10 で採択された愛知目標に掲げられた「海洋保護区」の選定の基礎資料と位置づけられ、全国の沿岸 270 海域、うち約 2 割が瀬戸内海にある。藻場・干潟の分布、主要魚種の産卵場、絶滅危惧種の分布域など多様な要素があり、これを念頭に生物多様性の回復と保持をいかに実現していくかなど、新たな視点を加えて瀬戸内海的环境保全への関わりが求められる。ちなみに辺野古土砂搬出予定地の小豆島、黒髪島、そして中島、黒瀬川河口など環瀬戸が海岸生物調査の実績を有する海岸も、重要海域に含まれている。

b) 現在の水質規制だけで見ると問題がない多くの海域においても、アサリやエビ類等の底生生物の漁獲量は、激減したままの状態が続いている。これは、新たな視点での取り組みの必要性を示唆している。循環の視点から「陸、河川、沿岸の海をひと繋がり流域として捉える」ことに着目したい。また、遊休埋め立て地の磯浜復元も重要である。

(2) 辺野古土砂搬出反対運動

1 対政府、とりわけ沖縄防衛局への働きかけ土砂採取計画の撤回を求め、防衛省への要請交渉を不断に進める。

2 対沖縄県、沖縄県議会に対する働きかけ

① 沖縄県土砂規制条例（以下、条例）を生かす取り組みとして、自治体の広域連携として、沖縄県には採取6県に対する外来生物防止対策への協力要請を求めている。

② 沖縄県に対し、条例の実効性を確保・強化するため、三件の条例改正を求める。

許可制・罰則規定の追加・審査期間の延長

③ 県会議員に向け、条例改正を求めている。

3 持ち出し県、及び地域における取り組み

① 条例を活かし、採取6県での世論形成と、広域連携としての県への協力の働き掛け。

② 採取6県における、採石免許新規・延長許可の停止・採石搬出反対の運動の拡大。

③ 採取6県の生物多様性地域戦略に、自県から「外来生物持ち出しをさせない」記述を求める。

④ 「愛知目標 2020 年までに 10%と海洋保護区にする」の達成のため抽出された重要海域の環境保全への取り組みを、府県に求める。

4 土砂搬出計画撤回を求める署名活動

外来種防止対策もなく、生物多様性国家戦略に反する行為を国が先頭に立って進める等、当初なかった問題が浮上しており、生物多様性をキーワードとし、閣議決定の「生物多様性保全戦略」そして「重要海域」の保全や、外来生物防止対策の徹底などを盛り込んだ、新たな署名を始める。

5 国会議員へのロビー活動

基地問題議員懇談会（座長：近藤昭一衆院議員）と、さらなる国会レベルでの連携を進めていく。

同時に、立憲民主党はじめ野党各党に対し、国会での辺野古基地問題への精力的な取り組みを求める。

6 辺野古新基地建設問題に取り組む各地団体との交流・連携をさらに進める

(3) 各地の運動との連例そして支援を

上関原発建設反対・伊方原発再稼働問題、各地の石炭火電増設・メガソーラー建設計画、各地での廃棄物処分場建設問題への取り組み、新たに浮上しているバイオマス発電計画など、瀬戸内海の環境にとって新たな負荷を懸念される問題に対し、引き続き取り組んで行く。

(4) 海岸生物調査を進めよう

2002 年開始した瀬戸内海沿岸の海岸生物調査は、開始以来今年で 17 年目となる。ここ数年、沿岸各地では調査地点が激減しているが、今年も各地で団体・市民の協力を得てやり抜きたい。

また、1960 年から 50 年近く呉市周辺の定点 6 カ所で生物種数の調査を続けて来られた故藤岡義隆さんが、膨大な資料を残している。このデータは、1960 年頃からの生物多様性の喪失を実証するほとんど唯一のもので、専門家や政府も注目している。当会の顧問であった藤岡さんの調査を継承することの意義が再確認し、呉の海岸生物調査の継続を重点項目として進めていく。

他方、環境講座の講師担当や調査指導のできるスタッフが各府県・各地区で出現することが望まれ、切に要請したい。

2 2018～19年度役員選任

第 29 回総会の終了で役員の任期が満了するにあたり、次期役員は以下のように決まりました。

共同代表	阿部悦子	湯浅一郎	留任	顧問	石井 亨	倉橋澄子	佐々木克之
副代表	服部 豊		留任		末田一秀		以上留任
幹事	井出久司	上岡大介	岡田和樹		青木敬介（副代表を辞し、顧問就任）		
	河野康臣	斎藤 巧	坂井 章	監査	前田俊英	置塩亮介	以上留任
	中村ミヤ子	松田宏明	松原朋恵	事務局長	松本宣崇		留任
	安田佳充	吉岡賢二	若槻武行				
	渡部淑子		以上留任	辞任	幹事・大谷正穂	北 貞丈	田島義介
	大島浩司		新任				

3 第28期(2017年度)決算、並びに第29期(18年度)予算案

「環瀬戸内海会議第28期決算並びに次期第29期予算案は、以下の通り承認されました。」

環瀬戸内海会議・第28期(2017.4.1～2018.3.31)予算及び決算 並びに次期第29期(2018.4.1～2019.3.31)予算案

	勘定科目	補助科目	第28期予算		第29期予算
			予算	決算	
収 入	前期繰越		175,240	175,240	433,729
	繰越一時借入金		0	0	0
	年会費		1,100,000	939,000	1,000,000
		団体	100,000	150,000	150,000
		個人	600,000	494,000	500,000
		総会参加費等	400,000	295,000	350,000
	事業収入		35,000	47,200	115,000
		集会シンポ等	10,000	0	5,000
		辺野古冊子販売利益	20,000	20,900	10,000
		物品販売・冊子販売	5,000	26,300	100,000
	寄付・カンパ		550,000	603,155	600,000
	雑収入		3,150	63,997	3,000
		雑収入	3,000	63,990	3,000
受取利息		150	7	0	
CA-J自然保護プログラム助成		0	0	0	
合 計			1,863,390	1,828,592	2,151,729
支 出	会議費		450,000	357,746	450,000
		役員会	100,000	102,098	100,000
		総会	350,000	255,648	350,000
	活動費		400,000	86,300	200,000
		旅費交通費	400,000	86,300	200,000
	共闘費		25,000	18,800	20,000
		諸会費	20,000	18,800	20,000
		寄付金	5,000	0	0
	雑支出		5,000	19,418	5,000
		機材購入費	0	19,418	0
		雑支出	5,000	0	5,000
	機関紙費		477,390	391,803	500,000
		封筒・振替用紙印刷	60,000	95,364	100,000
		印刷費	200,000	163,437	180,000
		発送費	217,390	133,002	220,000
	事務所費		120,000	120,000	120,000
	雑損失金		0	0	0
	事務局費		356,000	364,036	378,000
		通信費	160,000	143,016	135,000
		事務消耗品費	90,000	137,709	150,000
		資料費	3,000	13,116	10,000
		印刷費	100,000	67,819	80,000
		支払手数料	3,000	2,376	3,000
	仕入高		10,000	36,760	68,000
	外注費		20,000	0	0
	CA-J自然保護プログラム支出		0	0	0
合 計			1,863,390	1,394,863	1,741,000
差引残金(次期繰越)			0	433,729	410,729

監 査 報 告

環瀬戸内海会議第28期(2017年度)会計を厳正に監査したところ、
帳票書類等正確かつ適正に処理されていることを認めます。

監 査 前田俊英 

監 査 置塩亨介 

呉市海岸生物調査に参加して



環瀬戸内海会議幹事 松原朋恵

海岸生物調査に初めて参加した。呉市長浜の海岸は大潮が引いて、海藻・貝類などをのせた岩場にはテープやスプレーで9区画を用意してあった。大小の岩がごろごろしている岩場。湯浅一郎さんが丁寧に内容やコツを説明してくれる。男性6人に混じって、女性3人も色違いの真新しいサンダルではしゃぎながら、数人で組んで区画ごとの調査開始。手渡された「定点調査表」には100種類ほどの名前があったが、そのうちのカメノテ、イボニシの個体数を区画ごとに全員で数えていった。岩の割れ目に群生するカメノテを数えるのだが、200、300、とかなり数え甲斐がある。イボニシはまあ、数十もいれば多い方。

岩の割れ目が終わると、水際の生き物調査に移った。腰まで海水に入って熱心に調査していたI氏。岩や石をひっくり返してバフンウニ、やムラサキウニ、ヒトデなどにも親しみを込めて採取して、みんなに解説してくれる湯浅さん。採取した生き物を入れる容器を準備して差し出すS氏、女性たちは見学とおしゃべりを楽しむ。

採取した成果を囲んで湯浅さんの締めくくり講座は賑やかそのもの。モズクやワカメに陽気な歓

声を上げる阿部悦子さん。種類と数の変化傾向の解説を聞く。その後、モズクとワカメ以外は海に戻してやる。いつまでも豊かな海でありますように！



環瀬戸にはこうした定点調査を50年間も続けてきた藤岡さんのような方の業績が残されている。湯浅さんを中心に環瀬戸ではこれからも「定点調査」を大切に引き継いで行こうとしている。すごいことだと思う。環瀬戸が取り組む課題は多岐にわたり、難しい会合が多いのだけれど、海の生き物調査は心を元気にしてくれる。海に親しむ機会を作ってくれたことに感謝している。

(2018.7.5記)



呉市などで海岸生物調査に取り組む市民団体、環瀬戸内海会議(岡山市北区)は、生物多様性について考える講演会を呉市のビュー・ポートで開いた。写真:18人が参加した。同会議の湯浅一郎共

海岸生物が減少 定点調査を報告

呉で環瀬戸内海会議

同代表(68)が現在の呉市内の海岸生物の数は1960年に比べて半分以上になつてゐる調査結果を示しながら「最も数が少なかった90年代に迫る数。呉市以外の地域でも調査を広げて減少の理由を突き止めたい」と話していた。

同会議では半世紀近く呉周辺の海岸生物の調査を続けていた元中学校教諭の故藤岡義隆さんの遺志を継いで、2011年から毎夏に呉市内の3カ所の海岸で定点調査を続けている。

参加した呉市西谷町の小学校教諭大島浩司さん(62)は「昔の瀬戸内海はもっと豊かだったと実感した。子どもたちに海を守っていく大切さを伝えていく」と話していた。

(今井裕希)

2018.6.19 中国新聞地域版 海岸生物が減少 定点調査を報告 呉で環瀬戸内海会議



生物多様性の変遷を見つめて

～ 故 藤岡義隆さん海岸生物調査の原点に学ぶ ～

環瀬戸内海会議幹事 井出久司



今回、呉市で開催された第29回総会記念パネルディスカッションでは、瀬戸内海の現状における問題点の報告と討論が行われ、参加者から様々な意見が出て有意義な総会であったと思う。

その内容は主として二つで、まずは環境省が設定しようとしている重要海域と生物多様性についてであり、瀬戸内海には全国の沿岸海域候補のうち約20%が挙げられ、このことは如何に瀬戸内海が重要海域であるかを示している。また、選ばれた理由は稀少生物の生息域があること、重要生物の産卵域があること、などが挙げられる。

さらには呉周辺で約50年に渡り海岸生物調査を続けてこられた故藤岡先生の調査を引き継ごうという議論だった。個人的には数年来この調査に関わってきたため、また、かつて海洋生態学専攻だったため、この調査の学術的価値はよく理解でき、ぜひとも環瀬戸で引き継ぐべきであると思う。なぜなら国や県もこのような調査を行っておらず、50年にもわたる調査とデータの集積はまさに他に例を見ない非常に貴重な調査であり、これを途絶えさせることは余りにも惜しいと感じるからである。また環瀬戸はこれまで独自の調査を続けてきた実績があり、この調査を引き継ぐには最も相応しいと思うからである。

ただ藤岡先生の調査にも一つ不備があり、貝類

のデータがないことが非常に残念である。近年、干潟の二枚貝類のみならず磯の巻貝類も減少著しく、これを見守り、監視を続ける必要性を強く感じている。この原因は、一つには長年にわたる埋め立てや海砂採取の弊害、二つに何らかの理由による沿岸の環境の悪化のためだと考えられるからである。従ってこれからは、環瀬戸の調査の継続と、調査地点数の復旧の努力とともに、藤岡先生の遺された調査を貝類のデータも新たに加えて引き継ぐようにしていきたいと強く願う。

しかし、これは非常に困難も伴うことも事実である。なぜならここ数年来、環瀬戸で生物調査を精力的になされていた小西さんを亡くして以降、環瀬戸の調査地点の減少もあるため、調査を担い得る人材育成という課題も焦眉の急である。



それぞれの地域において、その地域のこれまでの生物調査を継続するために、調査を主導し得る人材育成が必要である。しかし、私たちの目の前には、世界にほとんど類を見ない生物多様性と生物生産力の豊かな瀬戸内海がある。それが如何に貴重で幸運なことであるかを後世に伝え、引き継ぎ、守ることが今の私たちの義務であり、環瀬戸内海会議の使命だと考えるからである。

(2018.8.6記)



西予市三瓶の産廃焼却炉問題 住民勝利で終結へ



環瀬戸内海会議顧問 末田一秀

事前に地区に説明会すら行わず、南予エコ(株)が西予市三瓶に建設した産廃焼却炉は、試験操業時(2014年)にダイオキシン類の排ガス基準をオーバーし、その後も劣悪な煙を排出していた。区長会や住民らは「三瓶の水を守る会」を結成して、操業差止めや許可取消しを求める民事・行政訴訟を提訴。また、施設前で搬入阻止行動を行い、排出者責任を問うなどした結果、廃棄物が集まらず2016年6月には休止届が出されていた。



18年3月15日付愛媛新聞(上写真)によると、紛争の終結をめざす市長の斡旋により、①南予エコは操業再開を断念して施設を市に無償譲渡する ②市が施設を解体する ③住民側は訴訟を取り下げることで、関係者の合意が得られたという。

そこで、7月7日松山市内で総括集会を開催した。あいにくの西日本豪雨で出席予定の三瓶の方たちの参加は得られなかったものの、私から三瓶の問題から学ぶ点として次の点を挙げた。

① 施設設置に際し、地元同意を求める要綱を放置している愛媛県行政の問題

義務付けを要綱で行うのは違法であり、国から要綱廃止が指導されている。他県では条例で説明会等を義務付けて対応しており、愛媛県も

阿部悦子県議の最後の議会質問に対して検討を約したが、その後も放置している。

② すぐ横の建屋の屋根より低い煙突で拡散しないことを考えなかったり、焼却炉の能力算定が間違いでより厳しいダイオキシン類基準が適用になることを見抜けなかったりした業者と行政の技術力の問題

③ 能力算定の誤り発覚後に行った行政不服審査請求制度が、問題解決に役立たなかった制度上の問題

④ チェック機能を果たせない議会の問題

また、今後の課題として①の要綱問題とともに、

⑤ 無償譲渡を受ける西予市による安全な撤去

⑥ 撤去費用が税金であり、他地区を含めた市民で負担することの合意形成

⑦ 運動の進め方をめぐって生じた地域の分断を乗り越えて、一丸となつての地域おこし

以上を挙げさせてもらった。集会の記録ビデオが三瓶の方たちの参考になることを願う。

集会に参加頂いた高田弁護士は、本来早期決着が必要だが、南予エコが休止していることを前提に、訴訟を引き延ばして根をあげさせる戦術に出ていたと明かしてくれた。裁判長は途中で3回交代したが、行政の失敗を真剣に考える姿勢がなく判決を書かせると危ないと判断したからだそう。裁判は運動が利用する手段に過ぎないとも述べられていて、弁護士さんとしては異色の報告であったが、そのことを原告と十分共有できていたかが問われるのではないだろうか。

いずれにしても今後、欠陥焼却炉が稼働することではなく住民の完全勝利が確定した。インコが死ぬなど実害は生じたが、人の健康被害を未然防止できたことは喜ばしい。(2018.7.24 記)



豊島産廃事件その後

環瀬戸内海会議顧問 石井 亨

現在の豊島は大きく 3 つの課題を抱えている。

一つ目は、新たな廃棄物である。昨年 3 月 28 日を以て、廃棄物及び汚染土壌の全量撤去を完了したことを発表した香川県だが、今年 1 月 25 日を皮切りに、610 トンの廃棄物が発見された。ようやく新たな廃棄物全量の分析を終えたが、直島溶融炉がない今、調停条項に従い全量有効利用というのは容易ではない。どう運び出すのか、どの施設で処理し、どう有効利用するのか、具体性が一向に出てこない。

二つ目は、地下水の浄化作業である。主な汚染はベンゼンと 1.4 ジオキサンであるが、処分場全体を 43 ブロックに分けて、実に 30 ブロックが排水基準超過という異常な状態がある。揚水井を設け高度排水処理施設で処理しているが、効果はあるものの大変な時間がかかる。

三つ目は、油混じり水周辺土壌のダイオキシンである。当初、250pg/g 以下まで浄化としていた香川県だが、洗浄の結果、250pg/g 以下まで下がらず、持ち回り審議で、1000pg まで目標値を引き下げる決定をしてしまった。住民側は到底認めることは出来ず、再三の抗議の結果、香川県は再度 250pg/g 以下を目指すこととした。

これら幾多の難問を抱え、香川県は自ら産廃特措法の延長期限（2022（H34）年度）までの地下水浄化や施設の撤去が困難になる恐れを認めている。

豊島住民は、昨年 3 月末以降に廃棄物が発見されたことに対して、調停違反とは受け止めず、これまで通り、調停条項に従い処理及び再生利用を進めることを求めている。（2018.8.6 記）



こう着状態！ 豊島 栄山太陽光発電問題

環瀬戸内海会議顧問 石井 亨



一昨年春明らかとなった香川県豊島に計画されている栄山（えいやま）地区太陽光発電計画は、昨年 10 月 25 日の豊島住民による廃掃法違反容疑の刑事告発により、香川県から指導が入って、用地に埋まっている産業廃棄物の撤去作業が続けられ

ている。当初 4 月に撤去は完了する目標が、6 月末に延期され、さらに 8 月末へと再延長された。

しかし、現在の進捗状態からは、8 月末の撤去完了は到底見込めない。進捗の遅さは、スケルトンバケットで大きな廃棄物をふるい分けた土から、手作業で作業員が廃棄物を拾い出すという極めて原始的な作業性によるところが大きい。

一方で発電業者・フォレストエナジーは、8 月までは待てるが、限界が近いと主張している。発電事業が始められないために、借入れ資金がショートしかけているのだ。既に支払ったお金及び事業を行なわなくても支払わなければならないお金は 1 億 5000 万円に達しているという。

さらに、土砂が泥土で、造成に堪えない土砂で

ある可能性が見えてきた。住民独自の調査では、土壌改良を加えても一般造成に耐えうるかどうか分からない程に軟弱な土質である。乾けばカチカチになり、雨に打たれると流れ出してしまう。すでに、産廃の撤去が完了したとされる造成地も雨に打たれると、そこかしこに廃棄物が顔を出す。

香川県は試掘を行なって、廃棄物が出れば、その周辺はやり直しの指示を出すと言うが、これだけの証拠があっても期待は薄い。しかし、香川県議会は、豊島住民の「豊島の太陽光発電設置予定地の災害防止策等を求める請願書」を全員一致で採択し、県議会として香川県に対応を求めている。力強い味方を得た。

今回の西日本豪雨を見ると、栄山は土砂災害に耐えうる条件を備えているとは到底考えられない。

こうした中、発電事業者と豊島住民の話し合いは進まない。ただ、栄山地区には、異なる業者による、西地区（現在廃棄物の撤去を行なっている地区：750 kW）と東地区（750 kW）の計画があったが、東地区の発電業者は、計画断念を宣言した。これは大きな前進と言えよう。

また、虻山（あぶやま）地区（1 万kW）の太陽光発電計画もくすぶっていたが、この計画も正式に発電事業者が断念を公表した。

残るは栄山西地区のみ。事業者も苦境に陥っているが、産廃の撤去が終わると法的に太陽光発電を止める術はなく、住民も苦境の中でもがいている。そして 1 月 31 日に始まった、連日の監視活動は、半年経った今も猛暑の中、続いている。

(2018. 8. 6 記)

.....

香川県坂出市

林田バイオマス発電計画・環境アセス方法書に 意見書 提出

環瀬戸内海会議幹事 吉岡賢二

再生可能エネルギーのひとつにバイオマス発電があります。バイオマスとは生物資源の意味、例えば木質バイオマス（木材やパーム椰子殻など）があります。現在主流のバイオマス発電は、石炭・石油の代わりに木質バイオマスを燃焼させるもので、石炭・石油などの火力発電と仕組みは同じ。

バイオマス発電は二酸化炭素を排出しますが、排出された二酸化炭素は木材の成長により再び木材に戻るため、大気中の二酸化炭素濃度は変わらず、地球温暖化に影響しないという考えから、再生可能エネルギーに分類されています。

香川県では、県環境影響評価条例に基づき「坂出林田バイオマス発電所整備事業」の環境アセスメントが進められています。今回、環瀬戸内海会議は、その方法書に対し意見書を提出しました。

環境アセスの実施は法律で定められていますが、バイオマス発電は法律で実施が定められた規模より小さいため、都道府県条例に基づき行われています。バイオマス発電の環境アセスは、全国的に

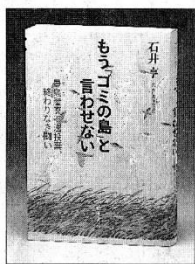
も殆ど実施されておらず、市民が意見を述べる機会ほとんどありません。

坂出林田バイオマス発電の燃料には、主に木質ペレットやパーム椰子殻が使われます。海外で伐採された木材やパーム椰子殻を、海外の工場で扱い易い形に加工し、日本に輸入します。

意見書で、これまで火力発電では出されることがないであろう意見を提出しました。それは、**森林の持続可能性**です。現在、日本では数多くのバイオマス発電建設計画が進められており、大量のバイオマス燃料が輸入され使用される見込みです。

バイオマス発電が再生可能エネルギーと言えるのは、発電で利用するバイオマス量が、その成長量を上回らない場合です。意見書では、それを証明することを求めました。これを証明する制度は日本になく、環境規制に厳しいヨーロッパでも確立されていないようです。

この意見に対し、事業者がどのような回答を出すのか、注目しています。



石井 亨(著)
60年生まれ。住民団体「廃棄物対策豊島住民会」の事務局役や香川県議を務めた。

評・寺尾 紗穂
音楽家・エッセイスト

いい・とおる
60年生まれ。住民団体「廃棄物対策豊島住民会」の事務局役や香川県議を務めた。

もう「ゴミの島」と言わせない 豊島産廃不送廃棄物処理問題 石井 亨(著)

藤原書店 3240円

瀬戸内海の豊島といえは、アートの島。私と同世代の多くは多分そう思っている。1970年代から産廃不法投棄問題で揺られてきた島だというのは、昨年、兵庫の加古川である方が教えてくれた。その方自身、父祖からの土地が、産廃で汚染されていることに悩む人だった。東京で生まれ、東京で暮らす私は、産廃の不法投棄という、ひどかつたのは一昔前で、もうすでに解決されつつある問題のように感じていた。そのことを恥じた。社会のあり方が何十年も問われ続けているのだと強く感じた。

本書は単なる闘争記ではない。著者は島でヤギや鶏を飼って農業を営んできた人物だ。後に運動のキーパーソンとして、県議会議員にもなり、その後ホームレスのような生活を経て、ソールカラーとなるなど異色の経歴である。運動が進む中で迫られる動物たちとの別れ、農業への思い、生きていくことに伴う心の機微を描きだす力が、類書にありがちな勇ましさと一線を画す瑞々しさを本書に与えている。

著者はまた、現場の人間から見た「島の外」がもたらす暴力について描く。豊島に捨てられたゴミの多くが自動車解体で出るシュレッダーダストで、本土から持ち込まれたというところは勿論、住民運動が目ざされると専門家や学者が当事者であるかのように「豊島」を語り始める暴力性、「アートの島」となる人が押し寄せ現地住民が船に乗れず生活に支障の出たことなど、誰かの土地に対して何かをするということ、そこに求められるモラルと繊細さについて、自戒を含め、多くを考えさせられる。

豊島の初期の産廃物処理現場では防毒マスクが足りず、末端の労働者が装備なしで入っていたという。健康を失った労働者のその後に関わり続けた著者が、化学物質に曝露された可能性を指摘している箇所は原発労働をも想起させ、読み飛ばせない重みがある。文句なしの良書である。

環瀬戸事務局でお申込みをお待ちしています。(fax 086-243-2927)

一冊：3000円(消費税抜き・送料無料)で、全国どこでもお届けします。

☆☆ 各地からのご案内 ☆☆

- ◆8月26日(日) さよなら原発一千万人アクション・シンポ「わたしたちの歩む原発ゼロへの3つの道」 14:00～ 労働福祉事業開館5F(岡山市北区津島西坂) 主催：さよなら原発一千万人アクション in 岡山実行委
- ◆9月17日(月) さようなら原発全国集会 12:30～ 代々木公園 B 地区(東京)主催：「さようなら原発」一千万人署名 市民の会
- ◆9月19日(水) 9.19 総がかり行動 18:00～ 日比谷野外音楽堂(霞ヶ関) 沖縄から山城博治さん参加 集会後デモ 共催 戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会／「止めよう！辺野古埋立て」国会包囲実行委員会／基地の県内移設に反対する県民会議
- ◆10月17日(水) 岡山御津・エヌエス日進産廃処分許可取消請求 第5回口頭弁論 14:00～ 岡山地裁
- ◆11月21日(水) 岡山御津・西日本アチューマツト産廃許可無効確認請求 第2回口頭弁論 11:00～ 岡山地裁

環瀬戸内海会議HPアドレス
<http://www.setonaikai-japan.net>
「環瀬戸内海会議」で検索して下さい。辺野古土砂全協の活動資料等も見ることができます。

2018 年度会費納入のお願い

年会費 (一口) 個人 4,000 円 団体 10,000 円
—— 何 口 で も 可 ——

非礼と思いますが、会費等を納入頂いた方にも振込用紙を同封しています。環瀬戸内海会議の活動は、主に年会費とカンパで賄われていることにご理解をお願い致します。カンパ熱烈大歓迎！！です。環瀬戸内海会議は29年目に入りました。会費のお納めをお願いします。

瀬戸内トラストニュース第70号 2018年8月20日／発行責任者 松本宣崇

環瀬戸内海会議 共同代表 阿部 悦子(愛媛県) 湯浅 一郎(東京都)

Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp

HP アドレス <http://www.setonaikai-japan.net/>

会費等振込先 郵便振替 口座№ 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議

銀行など他の金融機関からのお振込みは、ゆうちょ銀行169店 当座 0044750 カンセトナイカイカイギ まで